

## 議案第75号

## 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

国や都、他自治体と均衡を図るため、期末手当の欠勤等日数換算から高齢者部分休業及び育児部分休業等を対象外とする旨を定める。また、一時差止処分書に関して、関連する内閣官房令の改正に倣い、文言及び構成の整理を行う。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「から第13号まで」を削り、同項中第11号から第13号までを削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、同条第5項中「、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間」を「又は修学部分休業により勤務しない時間」に改める。

第2号様式を次のように改める。

## 第2号様式（第9条関係）

## 一時差止処分書

年 月 日

あて

一時差止処分者名  印

幼稚園教育職員の給与に関する

条例第29条第1項

条例第29条第1項（同条例第30条第5項におい

て準用する場合を含む。）

の規定に基づき、期 末 手 当 の支給を一時  
期末手当及び勤勉手当

差し止める。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、世田谷区長に対して審査請求をすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に世田谷区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は世田谷区教育委員会となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則中第2号様式の改正規定及び次項の規定は公布の日から、第5条第1項及び第5項の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第2号様式の規定に基づき作成され、交付されている様式は、この規則による改正後の第2号様式の規定に基づき作成され、交付されている様式とみなす。

## 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第17号 (欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(10) (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第17号 (欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号から第13号までに掲げる期間にあっては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号から第13号までに掲げる期間にあっては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(10) (略) <u>(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</u> <u>(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</u> <u>(13) 勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子</u></p>

改正後	改正前
<p>(11) (略)  (12) (略)  2～4 (略)</p>	<p><u>育て部分休暇</u>」という。)により勤務しない期間</p>
	<p>(14) (略)  (15) (略)</p>
	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間<u>又は修学部分休業により勤務しない時間</u>（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>	<p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、<u>修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間</u>（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>
<p><u>附則（令和 年 月 日世教委規則第 号）</u>  (施行期日)</p>	
<p>1 この規則中第2号様式の改正規則及び次項の規定は公布の日から、第5条第1項及び第5項の改正規定は令和8年4月1日から施行する。</p>	
<p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第2号様式の規定に基づき作成され、交付されている様式は、この規則による改正後の第2号様式の規定に基づき作成され、交付されている様式とみなす。</p>	
<p>第2号様式（第9条関係）  (略)</p>	<p>第2号様式（第9条関係）  (略)</p>

## &lt;改正前&gt;

## 一時差止処分書

年 月 日

あて

一時差止処分者名　　団

幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項  
条例第29条第1項（同条例第30条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止める。

- 1 この処分に不服があるときは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができる。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になる。）、提起しなければならない（なお、この処分書を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、この処分書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない。
- 3 この処分書を受け取った日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に世田谷区教育委員会に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

第2号様式（第9条関係）

## 一時差止処分書

年 月 日

あて

一時差止処分者名  印

幼稚園教育職員の給与に関する

条例第29条第1項

条例第29条第1項（同条例第30条第5項におい

て準用する場合を含む。）

の規定に基づき、期 末 手 当 の支給を一時  
期末手当及び勤勉手当

差し止める。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、世田谷区長に対して審査請求をすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に世田谷区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は世田谷区教育委員会となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。